

平成二十三年九月二日受領
答弁第四一七号

内閣衆質一七七第四一七号

平成二十三年九月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出国後島で我が国国民がロシア国境警備隊に拘束された件に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出国後島で我が国国民がロシア国境警備隊に拘束された件に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの男性の氏名、住所及び職業は承知しているが、同人は知床半島沿岸の海域を移動中に海流に流されて、国後島付近の海域に流れ着いたものであり、国後島に向かう意図は有していなかったと承知している。

二及び四について

お尋ねの男性は、平成二十三年八月二十五日にロシア側から日本側に引き渡され、同日、根室に到着した。その際の同人の健康状態は良好であったと承知している。

三について

一について述べたとおり、お尋ねの男性は国後島に向かう意図は有していなかったと承知している。我が国固有の領土である北方四島をロシア連邦が占拠していることは、我が国の立場と相容れないが、今回、外務省として働きかけた結果、同人がロシア側から迅速に引き渡されたことは、評価している。政府

としては、今回の事件が、日露関係に影響を及ぼすとは考えていない。

五について

御指摘の「別の日本人男性一人」が誰を指すのか必ずしも明らかではないが、外務省として、平成二十三年八月に邦人男性一名がロシア連邦の出入域手続に従って国後島を訪問したことを確認している。